

経 済 産 業 省

20170906 製 第 9 号

平成 2 9 年 9 月 8 日

化学物質審議会

会長 林 真 殿

経済産業大臣 世耕 弘成

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 1 7 号）第 2 4 条第 1 項等に規定する第一種特定化学物質に関する化学物質審議会への諮問について

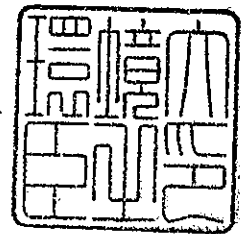
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 1 7 号。以下「法」という。）第 5 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次について諮問する。

1. デカブロモジフェニルエーテル並びに短鎖塩素化パラフィンを法第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う法第 2 4 条第 1 項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定並びに法第 2 5 条に規定する当該化学物質が使用できる用途の指定
2. 法第 2 4 条第 1 項に規定するペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）又はその塩が使用されている製品で輸入してはならないものの指定及び法第 2 5 条に規定する当該物質が使用できる用途の指定並びに法第 2 8 条第 2 項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品の指定。

諮 問 第 461 号
環 保 企 発 第 1706025 号
平 成 29 年 6 月 8 日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環境大臣
山本 公一



残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置につ
いて（諮問）

標記について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）第 56 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の
審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について、貴審議会の意見を求
める。」

（諮問理由）

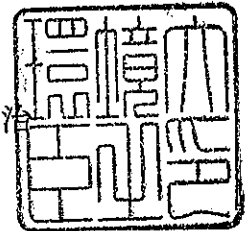
平成 13 年 5 月に採択された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以
下「ストックホルム条約」という。）は、残留性有機汚染物質から人の健康及び環境
を保護することを目的として、残留性有機汚染物質の製造及び輸出入、使用等に係る
規制等について規定した条約である。我が国は、平成 14 年 8 月、本条約を締結した。
これまで、本条約で意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し、又は廃絶するた
めの措置が必要な残留性有機汚染物質として規定されている物質については、化学物
質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）に基づき、法第 2 条
第 2 項に規定する第一種特定化学物質に指定し、製造、輸入、使用及びこれらを含む
製品の輸入を禁止する措置を講じてきたところである。

本年4月に開催されたストックホルム条約第8回締約国会議において附属書の改正が決定され、新たに2物質群（デカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィン）が、同条約の附属書A（意図的な製造及び使用から生ずる放出の廃絶）の対象に追加された。ついては、我が国として条約の遵守に不可欠な措置を講じるため、①これらの物質を法の第一種特定化学物質に指定すること、②これらの物質の個別の適用除外の取扱いに関する事、及び③これらの物質が使用されている製品であって輸入を禁ずるものを指定することについて、法第56条第1項第1号の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

諮 問 第 468 号
 環 保 企 発 第 1709194 号
 平 成 29 年 9 月 19 日

中央環境審議会会長
 武内 和彦 殿

環境大臣
 中川 雅治



ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）又はその塩に関する、使用することができる用途、技術上の基準に従わなければならない使用されている製品及び使用されている場合に輸入することができない製品の改正について（諮問）

標記について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）第 56 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）又はその塩に関する、使用することができる用途、技術上の基準に従わなければならない使用されている製品及び使用されている場合に輸入することができない製品の改正について、貴審議会の意見を求める。」

（諮問理由）

平成 22 年 4 月 1 日に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）の第一種特定化学物質に指定された「ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS。以下「PFOS」という。）又はその塩」（以下「PFOS 等」という。）について、事業者からの使用事業廃止の報告や業界団体へのヒアリング等により、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤以外の用途での使用実態がなく、既に在庫が無いことが確認されている。

よって、PFOS 等に関する、使用することができる用途、技術上の基準に従わなければならない使用されている製品及び使用されている場合に輸入することができない製品の改正について、法第 56 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。